

## 道州制・地方財政制度調査検討会運営要綱

### (趣旨)

第1条 分権型社会の地方自治の実現に向け、道州制と地方財政制度に関する調査・検討を行うため、三重県議会基本条例（平成18年12月三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された道州制・地方財政制度調査検討会（以下「検討会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、道州制と地方財政制度に関する事項を調査・検討し、その成果を三重県議会（以下「県議会」という。）に報告する。  
2 検討会は、県議会議長に対し、提言又は助言を行うことができる。

### (検討会の組織)

第3条 検討会は、委員20名以内で組織する。  
2 委員は、県議会議員のうちから公募選出によるものとし、県議会議長が指名する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長1人及び副座長1人を置く。  
2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。  
3 座長は、検討会の会務を総理する。  
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

### (分科会)

第6条 検討会に次の左欄に掲げる分科会を置き、右欄に掲げる事項を分掌する。

分科会の名称	調査・検討事項
道州制分科会	道州制に関する事項
地方財政制度分科会	地方財政制度に関する事項

- 2 検討会の分科会に属すべき委員は、座長が指名する。
- 3 検討会の各分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選により選出する。
- 4 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

( 会議 )

- 第 7 条 検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。
- 2 分科会は、座長が招集し、分科会長が会議の議長となる。
  - 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会又は分科会への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

( 庶務 )

- 第 8 条 検討会と分科会の庶務は、県議会事務局企画担当課において処理する。

( その他 )

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、条例第 14 条第 2 項の規定により県議会議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。